

第一条（名称及び所在地）

名称を「病児保育室あんじゅ」（以下、本保育室）とし、本保育室を群馬県太田市龍舞町 2060-1 におく。

第二条（設置者）

設置者を、株式会社明翔メディカル代表取締役 照井禎之とする。

第三条（管理者）

管理者を、照井禎之とする。

第四条（目的）

病気やけがのため集団行動の困難な児童・生徒を一時的に預かる業務を行うことにより、地域の子育て支援を目的とする。

第五条（病児保育の方針）

小児科医、看護師、保育士がチームになり、病気の児童の看護、保育にあたり、身体、精神両面のケアを施し、リラックスできて楽しく安全に過ごせるよう配慮する。

第六条（病児保育の対象）

- 1、 利用者は 1 歳～おおむね小学校高学年までの児童で、病気やけがであることから、保育園等で集団行動が困難、かつその保護者が就業等やむを得ない事由で、家庭で育児が困難な場合とする。感染症、重症度等の観点から、百日咳、麻疹風疹、流行性角結膜炎、流行性耳下腺炎は対象から外す。また、満 1 歳に達した児は麻疹風疹混合ワクチンを接種していることを利用の条件とする。
- 2、 定員は 4 名とする。ただし、やむを得ない事由により定員を下回って、または一時的に超えて受け入れる場合がある。

第 7 条（利用方法）

- 1、 利用方法は次のとおりとする。

月～金曜日・午前 8：45～午後 6：00（受付 8：30～）

休室日：土曜、日曜、祝日、年末年始休診、臨時休診などのなないりこどもクリニック休診日

- ① 利用日前日の午後 6 時までに電話予約をする。
- ② 利用当日の予約は定員に余裕があるときに限り受け付ける。
- ③ 予約キャンセルは利用当日の午前 8：30～9：00 までとする。

- 2、 利用時利用書類提出は次のとおりにする。

「利用申込書」「病状連絡票」は利用者が記入し、「診療情報提供所」は主治医に記入してもらい

予約時または利用当日に本保育室へ提出する。

- 5、 病状の変化したときの対応について。

主治医の診察を必要と判断した場合、保護者は連絡を受けた後速やかに対応すること。

ただし痙攣など、病状を緊急と判断した場合は、保護者及び医療機関への連絡前に医療行為を含めた応急処置をする場合がある。

- 6、 インフルエンザが疑われる場合など、部屋決めや感染対策として、必要に応じて本保育室の判断で迅速診断検査を行うことがある。

第 8 条（利用料金等）

- 1、 基本料金は 1 時間 1000 円 上限 1 日 5000 円とする。
- 2、 オムツなど必要な身の回りのものは各自で用意すること。また、用意したものに不足が生じた場合本保育室が調達したものに対して別途料金を支払う場合もある。

第 9 条（利用料金支払い方法）

利用料金はお迎え時に精算する。

第 10 条（保障制度）

本保育室を利用するにあたり、万一事故があった場合、保険適用範囲内において保障を受けることが出来る。但し病状悪化等、本保育室の責に帰すことが出来ない事由による事故等はこの場合ではない。

第 11 条（利用制限）

次の各号に該当する場合は、保育の途中に関わらず利用の制限、受け入れのお断りをする場合がある。

- ① 児童の病状により、保育が不適合と医師が判断した場合。
- ② 新型インフルエンザ等感染症の発生、流行など、感染の危険が高いとき。
- ③ 気象警報等が発令したとき。
- ④ 主治医の診察または本保育室の保育方法に同意しないとき。
- ⑤ 本利用規約に従わないとき。

第 12 条（保護者の義務）

児童の保護者は、本保育室に対して保育に必要な情報を提供しなければならない。また、本保育室を利用する間「利用申請書」に記載した緊急連絡先に常に連絡が取れるように努めなければならない。

第 13 章（規約の変更）

本規約の変更は当院が定め、その効力はすべての利用登録者に帰属する。

以上、規約の内容の理解、承認したうえで利用登録申請をします。

令和 年 月 日 保護者氏名（ ）